

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外交史料館所蔵沖縄県出身移民の外務省記録（3）： 昭和初期の事例

メタデータ	言語: 出版者: 沖縄移民研究センター 公開日: 2020-03-02 キーワード (Ja): 外務省外交史料館, 沖縄県出身移民, 外務省記録, 昭和初期, フィリピン移民, ブラジル移民, アルゼンチン移民, 海外在留人員並在留者送金額, 移民帰国者 キーワード (En): 作成者: 石川, 友紀, Ishikawa, Tomonori メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24564/0002012204">https://doi.org/10.24564/0002012204</a>

## 外交史料館所蔵沖縄県出身移民の外務省記録 (3) ——昭和初期の事例——

石川友紀

- I. はじめに
- II. 沖縄県出身移民の外務省記録
- III. おわりに

**キーワード:** 外務省外交史料館, 沖縄県出身移民, 外務省記録, 昭和初期, フィリピン移民, ブラジル移民, アルゼンチン移民, 海外在留人員並在留者送金額, 移民帰国者

### I. はじめに

外務省外交史料館（東京都港区麻布台1丁目）は1971年（昭和46）4月に開館し、2019年（平成31）4月で48年目を迎えた。同館には外務省が永久保存している幕末から明治・大正・昭和・平成と近現代史の史料が、外務省記録として膨大な量が保存されている。その史料は学者・研究者を始め、一般人にも公開され、国内外の多くの方々が利用し活用してきている。沖縄県出身移民の外務省記録も相当数あり、検索等に時間は要するが、県内の市町村史誌編集者等もよく利用している。

本稿の目的は外交史料館所蔵の外務省記録より、沖縄県出身移民関係史料を紹介し、若干のコメントを付し、移民の基礎資料を提供することにある。これまで同上テーマで本誌の『移民研究』第13号（2017年刊）に明治期、『同上』第14号（2018年刊）に大正期の事例を掲載してきた<sup>1)</sup>。本号ではその(3)として昭和初期の事例を取り上げることとする。

### II. 沖縄県出身移民の外務省記録

#### 1. 「本邦移民関係雑件，比島ノ部」第二巻，J・1・2・0・J2-5，簿冊

(1) 沖縄県海外協会より外務省通商局長武富敏彦あて、1927年（昭和2）10月5日付けのつぎの文書が送付された。（引用に際し、筆者により句読点を付し、段落を入れた。以下同様）

冠省 現今比律賓渡航の移民は、海外興業会社の手を経れば渡航不可能と云ふ規定に有之候。而して、興業会社の手を経る時は其の手数料三十五円、自由移民として他の周旋業者か取扱ふ時は一円五十銭其の差額三十三円五十銭の損失と相成居り候。而も着島後は自由移民と言はしめ、茲に矛盾を生し居る次第にて候。

本県移民の比律賓渡航者数は大正十四年九百七十一名、昨年千六百十二名にして、年々増加の傾向を示し居り候故、年々三四万円の損失と可相成申被

れ等に取りては、実に苦痛とする所に候。仍て適當に御考慮被下、名実共に自由移民たらしめる様、特に御配慮相煩し度、如斯御座候。匆々

文書を一部要約し、読みやすくすると以下の通りとなる。現在沖縄県におけるフィリピン渡航の移民は、海外興業株式会社の手を経なければその渡航は不可能な状態にある。これまで規定により、フィリピンへの移民は同社の手を経る時は手数料として35円を支払っている。ちなみに、自由移民として他の周旋業者が取り扱う時は1円50銭で、その差額の33円50銭を損していることになる。しかもフィリピン到着後は自由移民と言わしめ、ここに矛盾を生じさせている。沖縄県移民のフィリピン渡航者数は、1925年（大正14）に971名、1926年（昭和元）に1,612名で年々増加の傾向を示している。その結果、県全体としては年々34万円の損失となっている。移民にとっては実に苦痛とするところである。これまで海外興業会社取り扱いの移民は契約による移民となっているが、名実ともに自由移民として取り扱っていただきたく、特にご配慮をお願い申し上げます。

(2) 外務省通商局より沖縄県知事あて、「比律賓行移民ニ関スル件」として、1927年（昭和2）10月15日付けの以下の公文書が返信された。

本件ニ関シ沖縄県海外協会ヨリ別紙写ノ通申越ノ次第有之タル候。移民ハ独リ比律賓行ニ限ラス呼寄等就職先ノ確定シ居ル者ノ外ハ、凡テ移民取扱人ヲシテ取扱ハシメツト有之。之レー一面移民取扱人ニ手数料ヲ仕払フノ不利益アルカ如キ感アルモ、渡航及乗船ニ関スル一切ノ世話及渡航後ノ就職其他ノ保障等、移民ノ保護上必要ニシテ本人ノ為ニテ、反テ利益ナルヘシト思考ス。而シテ、前紙来信ニヨレハ海外興業会社ノ取扱ニアラザル移民ヲノミ自由移民ト解シ居ル如キモ、比島行移民ハ右会社取扱ノ移民モ総テ自由移民トナシ居ル次第ニテ、其理由ハ同島へ米国移民法ニ依リ契約移民ノ入国ヲ禁止セラレ居ルヲ以テ、契約移民ノ形式ニ依ルコト能ハサル次第ニ有之候。

尚ホ比島行移民ハ同島ノ政治等ニ制セラレ、無制限ニ送出シ難キ事項アルヲ以テ、移民取扱人ノ手ニ依リ統一シテ之ヲ取扱ハシメ、其数モ適宜之ヲ加減シ居ル義ナルニ付、右ノ趣同協会當局ニ伝達方、可然御取計アリタシ。追テ本件ノ内容ハ外部ニ之ヲ公表セサル様御注意相成タシ。十月五日沖縄県海外協会ノ来信写添付ノ事。

公文書を要約すると以下の通りとなる。(1)の沖縄県海外協会より外務省通商局への要請の件に関し、海外移民はフィリピン渡航の移民に限らず、移民先から呼寄等就職先が確定している者の外は、すべて移民取扱人を通して取り扱わせている。一面移民取扱人にその幹旋の手料を支払う不利益があるかのような感じがしても、渡航や乗船に関する一切の世話、そして渡航後の就職の保障等は、移民の保護上必要であり、本人のためである。

(石川友紀)

かえって利益になっていると思考す。

(1) の手紙来信によれば、海外興業会社の取り扱いでない移民を自由移民と解釈しているようだがそれは違う。同上会社取扱いの移民もすべて自由移民として送り出しているのである。その理由はフィリピンへの移民は米国移民法により契約移民が入国を禁止されているので、契約移民の形式によって送ることはできない。

フィリピン行移民は同島の政治情勢などに制せられるので、無制限に送ることは困難である。そのため、移民取扱人の手により統一して取り扱わせている。移民数も適宜加減していることなので、そのことを沖縄県海外協会当局に県より伝達方お取り計らい下さい。

本件の内容は外部に公表しないようご注意ください。また、1927年(昭和2)10月5日付けの(1)の沖縄県海外協会の来信写しを添付のこと。

## 2. 「本邦移民関係雑件」J. 1. 2. 0. J2, 簿冊

### (1) 「公信写送付ノ件」

在サンパウロ総領事代理海本徹雄より、外務大臣男爵田中義一あて、1928年(昭和3)6月20日付、機密第100号。

本官発在バウルー多羅間領事宛六月十八日附機密第三一号写  
件名 一、沖縄県移民亜国潜入取調方ノ件

### (2) 「沖縄県移民亜国潜入取調方ノ件」

在サンパウロ総領事代理海本徹雄より、在バウルー領事多羅間鉄輔あて、1928年(昭和3)6月18日付、機密第31号。

本官過般ハバナ移民会議ノ帰途亜国「ヴェノスアイレス」ニ立寄タル処、同地領事館員ノ語ル処ニ依レハ、伯国在留沖縄県移民「パラガイ」国經由続々トシテ亜国ニ潜入スル由ニテ、若シ之ヲ現状ノ俛ニ放任スルニ於テハ将来相当問題ヲ惹起スル虞アリ。此際之カ防止ノ為メ適當ナル取締ヲ為ス必要アリト思考セラルヽ処、之等亜国潜入移民ノ大部分ハ主トシテ貴館管内「マツグロツ」州在留沖縄県移民カ亜国在留同県人ト気脈ヲ通シ、密入国を企テツヽアルモノト認メラルヽノミナラス「カンボグランデ」某伯国官憲ハ沖縄県移民ノ渡航ニ必要ナル或種証明書ヲ発給シ居ルヤノ風聞アルニ付、右御含ノ上事件ノ真相御内査ノ上、之カ取締ニ対スル貴見ト共ニ御回報御煩度、此段御依頼申進ス。

本信写送付先 外務大臣 在伯各公館

同上記機密第31号の公文書は在サンパウロ総領事から、ブラジル国内のバウルー領事あてのものであるが、その写しが日本国の外務大臣や在伯各公館に送付されていたことからす

ると、外交上重要視されている事実が判明した。その内容を読みやすくすると以下の通りである。

先だってキューバのハバナ移民会議の帰途、海本徹雄がアルゼンチンのヴェノスアイレスに立寄ったところ、同地の領事館員の語るところによれば、ブラジル在留の沖縄県移民がパラグアイ経由で続々とアルゼンチンへ潜入しているとのことである。もし、この現象を現状のまま放任すれば将来相当問題を惹起するおそれがある。この際、その防止のため適当な取締りをなす必要があると思考する。

このアルゼンチンへの潜入移民の大部分は、主としてバウルー管内マツグロソ州在留の沖縄県移民が、アルゼンチン在留同県人と気脈を通じ密入国を企てつつあるものと認められる。その密入国の方法はカンポグランデ在留の某ブラジル官憲に、沖縄県移民がアルゼンチン渡航に必要なある種の証明書を発給しているとのうわさがある。

以上のことをご了解いただいて、潜入事件の真相をご内查のうえ、取締りに対するご意見を添えて御回答のほどをよろしくお願い申し上げます。

### 3. 「本邦移民関係雑件、比島の部」第二巻, J・1・2・0・J2 - 5, 簿冊

#### (1) 「赤峯三郎沖縄県移民同伴再渡航の件」

外務省幣原外務大臣より、在ダヴァオ斎藤副領事あて、通商局第3課長、1931年(昭和6)1月23日発送の電信。

南ミンダナオ興業赤峯三郎再渡航ニ際シ、同社ニ使用スル為、沖縄県移民約二十名ヲ海興ヲ通シ同伴ノ希望ナル処、右差支ナキヤ、貴見回電アリタシ。

(2) 太田興業株式会社正木吉右口より、海外興業株式会社募集課長玉置佐一、輸送課長石垣太平あて、1931年(昭和6)1月3日付。

冠省 陳者本状持参ノ吾等ノ関係会社南ミンダナオ興業株式会社々長赤峯三郎ヲ御紹介申上ル。同氏ハ沖縄県出身ニシテ、在島二十余年大成功者ノ一人ニ有之候処、移民ニ関スル経験談等御聞き被下候ハバ、御参考ニナル事ト存候。

尚ホ、同氏ハ帰島ノ際、同県ノ移民拾名乃至貳拾名同行致度希望ニ有之候。特別ノ御詮議ニヨリ之レ丈ハ可成、近船ニテ渡比出来ル様御取計相成度、御依頼申上候。詳細ハ本人ヨリ御聴キ取り相煩度、御留意申上候。敬具

上記公文書(1)は外務省の幣原外務大臣よりフィリピン、ミンダナオ島ダバオの斎藤副領事あて、1931年1月23日発送の電報である。その内容は以下の通りであった。南ミンダナオ興業株式会社の赤峯三郎が再渡航に際し、同社で使用するため沖縄県移民約20名を海興を通じて同伴を希望しているが、差支えないか副領事のご意見をおききたいので、返電してほしい。

(石川友紀)

文書(2)は太田興業株式会社正木氏より、海外興業株式会社の募集課長玉置佐一と輸送課長石垣太平あて、1931年1月3日付けの文書である。その内容は以下の通りである。

本状持参の人物、私達との関係会社である南ミンダナオ興業株式会社社長赤峯三郎をご紹介します。同氏は沖縄県出身でミンダナオ島在住20余年で、フィリピン移民の大成功者の一人であります。移民に関する経験談等をお聞きされたらご参考になることと存じ上げます。

なお、同氏はミンダナオ島から帰郷の際、沖縄県移民10名ないし20名を同行(同伴)いたしたい希望があります。海興で特別のご詮議により、これだけはなるべく近船で渡比できるよう、お取り計い下さいますよう、ご依頼申し上げます。詳細は赤峯本人よりお聴き取り下さいますよう、ご面倒をおかけいたします。

(3) フィリピン・ダヴァオの斎藤副領事より、外務省幣原外務大臣あて、電信1931年(昭和6)1月24日前発ダヴァオ、1月24日後着本省通三。

第二号、貴電第一号ニ関シ(赤峯三郎沖縄県移民同伴再渡航ノ件)、麻価暴落シ當地麻山状況益々悲況ニシテ、目下同社ニスル多数使用ノ必要ハ認めラレス。或ハ比律賓人解雇ノ前提ニ非スヤトモ思考セラルルノミナラス、同人ハ當館ニ何等ノ届出ヲモセステ帰国セル者ナルニ付テハ、此ノ際許可セサルコトニ致シタシ。

フィリピン・ダヴァオの斎藤副領事より、外務省幣原外務大臣あて電報の第2号によると、内容は以下の通りであった。外務省から送付された「赤峯三郎沖縄県移民同伴再渡航ノ件」第1号に関し、マニラ麻の価格が暴落し、麻山での状況はますます悪くなっている。現今同社で多数の労働者の使用の必要性は認められない。あるいは沖縄県移民を採用するため、現地フィリピン人労働者の解雇を前提としているのではないかと、思考せらる。そのうえ、同人は当ダヴァオ分館にその件で何等届け出をせずに帰国してしまったので、当館としてはこの際、同伴再渡航は許可しないことにいたしたい。

(4) 「赤峯三郎同伴移民不許可ニ関シ報告ノ件」

在マニラ帝国総領事館ダヴァオ分館副領事斎藤口より、外務大臣男爵幣原喜重郎あて、機第24号、1931年(昭和6)1月26日付、通商局第3課、1931年2月12日接受。

本件ニ関シ、本月二十三日附貴電御照会ノ趣敬承ス。右ハ直ニ返電申進置キタル処、同人ノ主宰スル「サウスミンダナオ開発株式会社」ハ既墾地五三七、未墾地二二六、合計七六三「ヘクター」(昭和四年末調査)ノ耕地ヲ有シ、目下殆ト開墾済ナルト。他ニ「ホームステッド」若干ヲ有シ、麻栽培事業ニ當リ、成功セル会社ノ一ニシテ、相當信用アルモノナリ。



然ルニ、同人ハ出発前當地海興代理人ヲ通シテ、同伴移民二十名募集ノ企アリ。大体其諒解ヲ得タル由ナルガ、其ノ際使用ノ比律賓労働者ヲ解雇シテ、其ノ後釜トスルヤモ知レストノ言ヲ洩シタルヤノ聞込モアリ。麻下落ニ伴フ（麻一担八比五六十仙、コプラス四比余）當地ノ悲境ハ目下惨タルモノアリ。

此際同社ニ於テ事業拡大ノ計画アルヲ聞カス。移民制限ニ対スル移入方法トシテ、予メ當館ノ諒解ヲ求メタルモノナラバ免モ角、當館ニハ何等ノ諒解ヲモ求メス海興代理人ノ諒解ノミヲ求メテ出発シタルハ、當地移民制限ニ対シ単ニ同伴ノ形式ニヨリ入国ヲ策シタルモノニアラスヤトモ疑ハレ、現ニ同県人新垣福仁同伴移民十名ハ未丁年者ニシテ、文字ヲ解セサルモノ多ク、入国ノ際問題ヲ起シ、而モ始ト同耕地ニ就業セス離散シ居レルヨリ見ルモ、思半ニ過クルモノアルヘク、此ノ際比律賓労働者解雇ニ伴フ比島人ノ非難ハ特ニ警戒スル要アリ。

此ノ点ニ関シテハ在留民一同常ニ慎重ニ考慮セル処ニシテ、當館トシテハ制限策ノ「潜り策」ト認ムル外ナク、客年十二月十五日附越田総領事發貴大臣宛機第三七八号第二案ニ述ヘタルカ如ク、今後沖繩移民ニ対シ制限策ノ実行ヲ希望シ居レル立場ヨリ見ルモ、斯ル方法ニヨリ沖繩移民ヲ増加セシムラハ、當地永遠ノ策ニアラス。

他面、同人ハ数次往復旅券ヲ利用シタルモノナルヘシトハ察スルモ「外国在留帝国国民登録規則」ノ規定ヲ無視シ、當館ニ何等ノ届出ヲモナサス、単ニ海興ノ手蔓ニヨリ之カ同伴ヲ願出テタルハ、當館ノ存在ヲ無視スル今後ノ悪例トナルヘキニヨリ、同社ノ資格並事業ハ充分之ヲ認ムルモ、今回同伴願出ハ不許可トスルヲ至當ト認メ回電シタル次第ナルニヨリ、右御了知相成度ク此段報告旁申進ス。

上記公文書は「赤峰三郎同伴移民不許可ニ関シ報告ノ件」で、在マニラ帝国総領事館ダヴァオ分館副領事斎藤口より、外務大臣幣原喜重郎あて、1931年（昭和6）1月26日付けの機密第24号である。同文書を外務省通商局第3課が受け取ったのは同年2月12日であるが、その内容は以下の通りである。

本件に関して1931年1月23日付けの外務省のご照会の電報の趣旨、うけたまわりました。直ちに返電申し上げました通り、赤峰三郎が主宰するサウスミンダナオ開発株式会社は1929年（昭和4）末調査時点で既墾地が537 ha、未墾地が226 ha、合計763 haの耕地を所有し、殆ど開墾済みであります。他に「ホームステッド」の土地を若干所有し、マニラ麻裁事業に当っては成功している会社のひとつであり、相当に信用されているのであります。そうであるのに、赤峰はダバオ島より出発前海興代理人を通して、再渡航の際20名募集の計画があり、同社に大体その諒解をえているとのことであるが、その際かれが使

(石川友紀)

用しているフィリピン人労働者を解雇して、その後釜に沖縄県移民を入れるとのうわさがあります。現在、マニラ麻の価格が下落して、当地は悲惨な状況にあります。

この際同社において事業拡大の計画があるとは聞いてはいません。同社は移民制限に対する移入方法として、予めダバオ分館の了解を求めています。そして、海興代理人の了解のみを求めて当地の移民制限に対しては、単に再渡航時に同伴の形式をとってフィリピンに入国する策を講じていると疑われます。

現に同県人新垣福仁が同伴移民として10名を入国させたが、その移民は未丁年者で文字を解せないものが多く、入国の際問題を起こし、しかもほとんど同耕作地に就業せず離散しています。この際フィリピン労働者解雇に伴い、当地フィリピン人からの非難は特に警戒する必要があります。

この点に関しては在留民一同常に慎重に考慮しているところであります。当館としては移民制限策の「潜り策」と認めるほかになく、去年12月15日付け越田総領事発信の外務大臣あての機密第378号第2案により、外務大臣あてに述べたように、今後沖縄移民に対し制限策の実行を希望します。このような立場より見ても、従来のこんな方法により沖縄移民を増加させることは当地にとって永遠の策ではありません。

他面、同人は数次往復旅券を利用しているものと察するも、外国在留帝国臣民登録規則を無視し、当館になんらの届け出をもなさず、単に海興のつてにより再渡航移民同伴を願い出たことは、当館の存在を無視する今後の悪例となることにより、同社の資格並びに事業は充分これを認めても、今回の移民同伴願い出は不許可とするを至当と認め、返電いたした次第であり、ご了解あいなりたく、この件ご報告かたがた申し上げます。

#### (5)「赤嶺三郎同伴移民ニ関スル件」

フィリピン在ダヴァオ領事代理金子豊治より、外務大臣廣田弘毅あて、機密第128号、1934年(昭和9)6月27日付、亜米利加局第1課坂本、1934年7月25日接受。

原籍：沖縄県島尻郡小禄村字宇榮原一九七一番地。

現住所：比律賓群島「ダヴァオ」州「ローヤン」南「ミンダナオ」興業株式会社々長赤嶺三郎。

今般右ノ者来ル十月頃再渡航ノ予定ニテ帰国シタル処、當地出発ニ際シ再渡航ノ砌、同郷人中渡航希望者アラハ約百名以内ヲ自由移民トシテ同伴致シ度キ趣ヲ以テ、右予メ許可方願出アリタリ。同人ハ當地沖縄県人中有数ノ成功者ニシテ、前記同伴渡航者ハ自身ノ経営スル麻耕地ニ就働セシムル目的ヲ有スル由ナル処、當地ニ於ケル本邦移民ノ入国ハ昭和五年以来引続ク麻市況不味ノ為著敷減少シ、最近ニ於テハ一ヶ月平均七、八名程度ニ過キス。

然ルニ他面當地ノ実状ハ近時不況ノ裡ニモ幾分ノ落着キヲ見セ、耕地労働者ハ寧ろ不足ヲ告ケ居ル有様ナリ。仍テ此際仮リニ前記同伴渡航者全部カ赤



嶺経営ノ耕地ニ就働シ得サル場合モ、他耕地ニ於テ充分之ヲ吸収シ得ル余地アルヲ以テ本件願出ハ當方ノ関スル限り差支ヘナキニ付、右許可シ遣リ度シト存ス。

然ルニ、本邦ニ於ケル當方面渡航移民ノ募集ハ在京海外興業会社ニ於テ本年度六百名取扱ノ許可ヲ得、沖縄県ニ対シテハ右ノ内六十名ヲ割當テ、現在モ幾分之ヲ募集シ居ル關係モアリ、旁々一個人カ多数移民ノ渡航斡旋ヲナスコトハ、移民取扱人取締上如何トモ被存ルルニ付、本件ニ対シ予メ當館限りノ許可ヲ与フルコトハ一応差シ控ヘ置キタリ。

就テハ本人帰国ノ上同伴渡航希望者決定次第、更メテ本邦關係官庁ニ対シ渡航許可方出願スヘキニ付、本省ニ於テ別段御異議ナキ場合ハ右御許可相成様致度。尤モ多数移民ノ集团的渡航ハ例ニ依リ誤解ヲ招キ易キ恐ナシトセサルニ付、可成毎船二十名程度ニ之ヲ分割渡航セシムル様手配方御取計相成度。

将又海航者ノ素質並資格等ニ付テモ、予メ本邦官憲ニ於テ之ヲ厳査スルコト勿論ノ儀ト被存ニ付、右併セテ關係官庁ニ御示達相成度此段申進ス。

追テ、本件ニ対スル貴方御処置振ハ可成早メニ御回示相成度為念申添フ。

公文書は(4)より3年余後に「赤嶺三郎同伴移民ニ関スル件」で、フィリピン在ダバオ領事館より外務省へ送付されたものであるが、その内容は以下の通りであった。

本籍が沖縄県島尻郡小禄村字宇栄原 1971 番地、現住所がフィリピン、ミンダナオ島ダバオ州ローヤン耕地で、南ミンダナオ興業株式会社社長の赤嶺三郎は、1934 年（昭和 9）10 月項再渡航の予定である。それ以前帰国に際し出発前同郷人中希望者があれば、約 100 名以内を自由移民として同伴いたしたいとのことで、予め当館にその許可の願い出があった。

かれは當地沖縄県人中有数の成功者である。前記した同伴渡航者は自身の経営するマニラ麻耕地に就労させる目的である。当地における日本人移民の入国は 1930 年（昭和 5）以来引きつづく麻市況がよくないため、著しく減少し、最近は 1 か月に平均 7、8 名程度の移民しか入ってこない。しかし、当地の実状は近ごろ不況とはいっても、幾分落着きをみせ、耕地労働者はむしろ不足といっている有様である。よって、この際仮りに前記同伴渡航者全部が赤嶺経営の耕地に就労できなかった場合にも、他の耕地で充分これを吸収する余地がある。そのことによって本件願出は当方の関する限り差し支えないので、移民同伴を許可してあげたいと思う。

ところで、日本におけるフィリピン方面への渡航移民の募集は、在京の海外興業株式会社において本年度 600 名の取扱いの許可をえている。そのうち沖縄県に対しては 60 名が割り当てられ、現在それにより募集している。

一方、一個人が多数の移民の渡航斡旋をなすことは、移民取扱人取締上いかかとも存ぜられるので、本件に対し予め当館限りの許可を与えることは一応差シ控えおいた。

については本人帰国のうえ、同伴渡航希望者を決定しだい、あらためて本邦關係官庁に対

(石川友紀)

し渡航許可方を出願すべきにつき、本省において別段ご異議ない場合は、この件をご許可いただきたい。もっとも、フィリピンへ移民が多数集団的に渡航した場合は、例により誤解を招きやすい恐れがないとはいえないので、なるべく毎船 20 名程度に移民を分割渡航させるよう、手配方お取計らいいただきたい。

なおまた、渡航者の素質並びに資格等についても、予め本邦官憲においてこれを厳重に検査することはもちろんのことと存ぜられる。以上のことは併せて関係官庁にご示達下さいますようお願い申し上げます。

つけ加えて、本件に対する外務省のご処置はなるべく早くご返事いただきたく、念のため申し添えます。

#### 4. 「移民ニ関スル統計及調査関係雑件、在外本邦人々員並送金調査」第二巻、自昭和三年一月至昭和四年十二月、J. 1. 2. 0. J8-2、簿冊。

(1) 沖縄県より外務省あて、1928 年（昭和 3）6 月 12 日付、保第 184 号、通商局同年 6 月 18 日接受、附属書添附。

「海外在留人員並在留者送金調ノ件」

昭和二年中標記ノ件別表ノ通りニ候条此段及報告候也、沖縄県。

以下、沖縄県の移民統計表が 2 つ、すなわち、「海外在留人員並在留者送金調(昭和 2 年中)と「在外者ヨリノ送金調(其ノ一)昭和 2 年中」である。前者を表 1、後者を表 2 として、その分析考察を行ってみる<sup>2)</sup>。

表 1 は沖縄県における 1927 年（昭和 2）現在の国（地域）別海外在留人員並びに送金額である。同表は沖縄県が作成し、外務省へ提出したもので、県の移民統計としてよく使用されている。まず概観すると、国別は地域も含まれるが其他を含めて 22 か国に及んでいる。在留人員は男性、女性、合計、送金額はその形態により外国為替、帰朝者託送、帰朝者携帯、其他、総計となっている。

同表の総計をみると、海外在留人員の合計では沖縄県出身移民は男性が 1 万 8,118 人、女性が 8,370 人で、合計 2 万 6,488 人である。男女の構成比は男性が全体の 68.4%、女性が 31.6%を占め、男性が女性の 2 倍以上も海外に在留していたことを示している。これは昭和初期まではいまだ男性中心の出稼ぎ移民であったと言えよう。

表 1 の海外在留人員の合計を国（地域）別にみると、1 位は布哇の 1 万 0,119 人であり、これは全体（2 万 6,488 人）の 38.2%をも占める。在留人員の 2 位はブラジルの 5,464 人で全体の 20.6%、3 位は秘露<sup>ペルー</sup>の 4,533 人で 17.1%、4 位は比律賓群島の 3,637 人で 13.7%を占める。この上位 4 か国で海外在留人員の 89.7%をも占めるほど多かった。

海外在留人員の 5 位はアルゼンチンが 716 人で全体の 2.7%、6 位は北米（アメリカ合衆国本土）が 650 人で 2.5%、7 位は新嘉坡<sup>シンガポール</sup>が 535 人で 2.0%を占めつづいた。以下在留人員は 200 人台から 100 人台となるが、8 位はメキシコの 219 人、9 位はカナダの 164 人、



(石川友紀)

表2 沖縄県における送金方法別海外在留者よりの送金額 (1927年)

合	其	帰朝者ノ 携帯セルモノ	帰朝者ニ 委託セルモノ	日本銀行 為替ニ依ルモノ	外國銀行 為替ニ依ルモノ	外國郵便 為替ニ依ルモノ	送金方法	昭和二年中 沖縄縣	在外者ヨリノ 送金調(其の一)
計	他						人員		
一一、〇九七	二、二三七	一五六	四〇八	四、五一八	九四八	二、八三〇	人員		
一四四二、五三一	三五三、五六九	二八四、二八〇	四三、五四一	一二三、〇九八	一五八、八一三	四七九、二二七	金額		
八六〇	八五〇	七〇〇	六〇〇	八〇〇	三二〇	五九〇	円		

10位はニューカレドニア島が124人であり、11位は仏国の101人となっているが、これはフランス本国ではなく、仏領ニューカレドニア島と思われる。そして支那(中国)の13人、其他の51人を含め、沖縄県の海外在留人員は総数2万6,488人を記録し、北中南米、アジア、太平洋諸島まで、広く世界に発展していたことが判明した。

表1の送金額の合計を国(地域)別にみると、1位はハワイの41万6,269円32銭であり、これは全体(144万2,531円86銭)の28.9%とほぼ3割弱を占める。送金額の2位はフィリピンが30万4,699円67銭で全体の21.1%、3位はペルーが25万4,417円90銭で17.6%、4位はブラジルが17万2,579円45銭で12.0%を占めた。

海外在留者からの送金額は5位がシンガポールの8万0,528円21銭、6位がアルゼンチンの8万0,024円48銭、7位がアメリカ合衆国本土の7万0,142円82銭、8位がカナダの3万2,215円92銭、9位がメキシコの1万3,065円39銭であり、ここまでが1万円以上を県へ送金した国々であった。

以下送金額は10位がセレベス(インドネシア)の4,450円20銭、11位がキューマ(キューバ)の4,280円73銭、12位が仏国(仏領ニューカレドニア島)1,900円、13位がジャバ(ジャワ、インドネシア)の1,593円02銭、14位がニューカレドニア島の1,190円であった。以下送金額はスマトラ(インドネシア)が700円、ポリビヤが380円73銭とつづき、其他(2,962円02銭)を含めると、20か国(地域)以上から県への送金がみられた。

表2は沖縄県における1927年（昭和2）現在の送金方法別海外在留者よりの送金額である。同表の送金額を送金方法別にみると、1位は外国郵便為替によるものが47万9,227円59銭であり、これは全体（144万2,531円86銭）の33.2%とほぼ3割を占めた。

送金方法の2位は帰朝者の携帯せるものが28万4,280円70銭で全体の19.7%、3位は外国銀行為替によるものが15万8,813円32銭で11.0%、4位は日本銀行為替によるものが12万3,098円80銭で8.5%、5位は帰朝者に委託せるものが4万3,541円60銭で3.0%を占める。なお、其他が35万3,569円85銭で全体の24.5%をも占めていた。

いまひとつ重要と思われる事象は、昭和初期1927年（昭和2）時点で表1の沖縄県出身の海外在留者の統計は2万6,488人であるが、表2の県へ送金をした海外在留者数の合計は1万1,097人である。その結果をみると、海外在留者県移民の全員が送金したわけではなく、全体の半数以下の41.9%が送金していたことが判明した。

#### 5. 「移民運送船関係雑件、大阪商船株式会社、旅客名簿」第一巻、昭和〇年至昭和四年、J.1.2.0.J1-1-1、簿冊。

(1) 大阪商船株式会社社長堀啓次郎より、外務省通商局あて、1927年（昭和2）8月4日付、通商局同年8月8日接受、附属書類添附。

「南米方面ヨリノ帰国者員数取調方ニ関スル件」

大正十四年二月十八日附通三普通合第二四四号御通達ニ従ヒ、七月十四日横浜入港弊社船もんでびでお丸ニ搭載仕候南米方面ヨリノ帰朝邦人々名簿茲許同封御送附申上候間、御査収被下度候。

文書は大阪商船株式会社より外務省通商局へ提出された南米方面より、1927年7月14日横浜港へ入港した「もんでびでお丸」で帰国した日本人移民の旅客名簿である。最初と同汽船について、その全容がつぎの通り記されている。

汽船「もんでびでお丸」

△船舶番号：31553号、△船籍港：大阪、△総噸数：7,266.96噸、△航路定限：遠洋航路、△旅客定員：1等40人、2等0人、3等768人、合計808人、△船舶所有者：大阪商船株式会社、大阪市港区富島町64番屋敷、△船長氏名及住所：船長成田竹二、京都市下京己下鴨松原29。

以下、「もんでびでお丸」乗客の旅客名簿が表形式でつづく。その項目はつぎの順序であり、身分はほとんど記載がなかった。

原籍地及現住所、行先地、乗船地、上陸地、職業、身分、年齢、等級、姓名。以下、旅客名簿のなかから沖縄県出身のみを検索し取り上げてみる。

①沖縄県中頭郡越來村字胡屋1442、神戸、ブエノスアイレス、神戸、職工、38歳、3等、大峯仁王。

(石川友紀)

- ② 沖縄県国頭郡本部村字浦崎 81, 神戸, ブエノスアイレス, 神戸, 職工, 41 歳, 3 等, 安慶名忠五郎。
- ③ 沖縄県国頭郡名護町字大兼久 695, 神戸, ブエノスアイレス, 神戸, 48 歳, 3 等, 宮里国吉。
- ④ 沖縄県国頭郡名護町字屋部 382, 神戸, ブエノスアイレス, 神戸, 工場労働, 47 歳, 3 等, 宜保久元。
- ⑤ 沖縄県島尻郡糸満村 59, 神戸, ブエノスアイレス, 神戸, 28 歳, 3 等, 玉城シズ。
- ⑥ 沖縄県島尻郡糸満村 59, 神戸, ブエノスアイレス, 神戸, 5 歳, 3 等, 玉城徳一。
- ⑦ 沖縄県島尻郡糸満村 59, 神戸, ブエノスアイレス, 神戸, 2 歳, 3 等, 玉城カヅエ。
- ⑧ 沖縄県島尻郡糸満村 59, 神戸, ブエノスアイレス, 神戸, 1 歳, 3 等, 玉城重夫。
- ⑨ 沖縄県島尻郡大里村与奈(那)原小字大見武 2695, 神戸, サントス, 神戸, 農業, 26 歳, 3 等, 儀間武松, 途中死亡。

(2) 大阪商船株式会社社長堀啓次郎より, 外務省通商局第 3 課あて, 1928 年(昭和 3) 9 月 20 日付, 通商局同年 12 月 24 日接受, 別紙添附。

「南米方面ヨリノ帰国者員数取調方ニ関スル件」

大正十四年二月十八日附通三普通合第二四四号御通達ニ従ヒ, 九月十三日横浜入港弊社船らぶらた丸ニ搭載仕候南来方面ヨリノ帰邦邦人々名簿茲許同封御送付申上候間, 御査収被下度候。

文書の形式は(1)と同様で, その内容は 1928 年 9 月 13 日横浜入港の「らぶらた丸」で帰国した日本人乗客の旅客名簿を, 大阪商船株式会社より外務省通商局第 3 課へ提出された報告についてのものである。(1)と同様な汽船らぶらた丸の全容の記載はなく, 1928 年(昭和 3) 付けで, 大阪商船株式会社船長市川弘毅夫より, 外務省あてで乗客等級や人員数はなく, 「汽船らぶらた丸, 横浜, 神戸港上陸人名書」とだけあった。旅客名簿表の記載の項目は(1)と同様でつぎの通りであった。

原籍地及現住所, 行先地, 乗船地, 上陸地, 職業, 身分(記載なし), 年齢, 等級(船室), 姓名。

- ① 沖縄県中頭郡中城村, ベノスアイレス, 神戸, カフェー給仕, 36 歳, 3 等, 比嘉賢徳。
- ② 沖縄県中頭郡勝連村平安名, ベノスアイレス, 神戸, 農業, 36 歳, 3 等, 中村蒲太。
- ③ 沖縄県島尻郡大里村 2290, ベノスアイレス, 神戸, 運転手, 30 歳, 3 等, 宮城良光。
- ④ 沖縄県島尻郡大里村大里, ベノスアイレス, 神戸, 学生, 8 歳, 3 等, 宮城喜長。
- ⑤ 沖縄県島尻郡大里村与那原, ベノスアイレス, 神戸, 学生, 8 歳, 3 等, 山内哲栄。
- ⑥ 沖縄県島尻郡大里村与那原, ベノスアイレス, 神戸, 52 歳, 3 等, 山内与保。
- ⑦ 沖縄県島尻郡東風平村 792, ベノスアイレス, 神戸, 15 歳, 3 等, 島袋徳盛。
- ⑧ 沖縄県首里市石峯, サントス, 神戸, 農業, 49 歳, 3 等, 金城三良。
- ⑨ 沖縄県島尻郡大里村, サントス, 神戸, 農業, 29 歳, 3 等, 城間盛徳。



- ⑩ 沖縄県那覇市崇元寺町，サントス，神戸，40歳，3等，与那城カナ。
- ⑪ 沖縄県国頭（頭）郡ハナヂ（羽地）村，サントス，神戸，農業，41歳，3等，松田鉄次。
- ⑫ 沖縄県国頭郡久志村，サントス，神戸，農業，38歳，3等，宮城徳次郎。
- ⑬ 沖縄県国頭郡久志村，サントス，神戸，40歳，3等，宮城マス。
- ⑭ 沖縄県島尻郡豊見城村，サントス，神戸，31歳，3等，大城亀。
- ⑮ 沖縄県島尻郡豊見城村，サントス，神戸，3等，大城初子。
- ⑯ 沖縄県島尻郡豊見城村，サントス，神戸，3等，大城勝文。
- ⑰ 沖縄県島尻郡豊見城村，サントス，神戸，3等，大城洋子。

(3) 大阪商船株式会社社長堀啓次郎より，外務省通商局第3課あて，1929年（昭和4）9月2日付，通商局同年9月3日接受，別紙添附。

「南米方面ヨリノ帰国者員数取調方ニ関スル件」

大正十四年二月十八日附通三普通合第二四四号御通達ニ従ヒ，八月廿一日横浜入港弊社船らぶらた丸ニ搭載仕候南米方面ヨリノ帰朝邦人々名簿茲許同封御送附申上候間，御査収被下度候。

文書の形式は(1)(2)と同様である。その内容は大阪商船株式会社より外務省通商局へ送付された1929年8月31日に横浜へ入港した「らぶらた丸」で帰国した日本人乗客の旅客名簿である。1ページ目には大阪商船株式会社船長市川毅夫名義で、「汽船らぶらた丸南米乗船日本行人名書」とあり，乗客は一等が1人，三等が77人，合計78人となっていた。二等は乗客がいなかった。

旅客名簿表の記載は(1)(2)と同様，つぎの9項目であった。

原籍地及現住所，行先地，乗船地，上陸地，職業，身分，年齢，等級，姓名。

- ① 沖縄県中頭郡具志川村大字天願，ベノスアイレス，神戸，会社員，40歳，3等，山城蒲戸。
- ② 沖縄県中頭郡具志川村大字天願，ベノスアイレス，神戸，35歳，3等，池原カマ。
- ③ 沖縄県島尻郡真壁村字真壁，サントス，横浜，農業，55歳，3等，金城仙助。
- ④ 沖縄県島尻郡南風原村字宮平，サントス，神戸，農業，29歳，3等，赤嶺良助。
- ⑤ 沖縄県島尻郡真壁村，サントス，神戸，農業，17歳，3等，松川清春。
- ⑥ 沖縄県国頭郡羽地村仲尾次，サントス，神戸，農業，46歳，3等，金城カメ。
- ⑦ 沖縄県国頭郡羽地村仲尾次，サントス，神戸，農業，6歳，3等，金城良英。
- ⑧ 沖縄県国頭郡羽地村仲尾次，サントス，神戸，農業，6歳，3等，金城ミヨ子。
- ⑨ 沖縄県国頭郡羽地村，サントス，神戸，農業，51歳，3等，玉城幸助。
- ⑩ 沖縄県中頭郡中城村字安谷屋，サントス，神戸，農業，61歳，3等，山地（内）大郎。
- ⑪ 沖縄県中頭郡中城村字津覇，サントス，神戸，農業，45歳，3等，玉那覇典政。
- ⑫ 沖縄県国頭郡羽地村字田井等，サントス，神戸，農業，58歳，3等，新城豊太。

(石川友紀)

- ⑬沖縄県国頭郡羽地村字田井等, サントス, 神戸, 農業, 6歳, 3等, 中曾根(仲宗根)一春。
- ⑭沖縄県島尻郡兼城村字波平, サントス, 神戸, 農業, 39歳, 3等, 山城カメ。
- ⑮沖縄県中頭郡兼城村字波平, サントス, 神戸, 4歳, 3等, 山城トミ。
- ⑯沖縄県中頭郡宜野湾村字宇地泊, サントス, 神戸, 農業, 27歳, 3等, 蔵元カマ。
- ⑰沖縄県中頭郡宜野湾村字宇地泊, サントス, 神戸, 農業, 25歳, 3等, 蔵元富吉。
- ⑱沖縄県中頭郡宜野湾村字宇地泊, サントス, 神戸, 農業, 2歳, 3等, 蔵元ハルエ。
- ⑲沖縄県中頭郡宜野湾村字宇地泊, サントス, 神戸, 1歳, 3等, 蔵元富盛。
- ⑳沖縄県国頭郡羽地村仲尾次, サントス, 神戸, 農業, 60歳, 3歳, 大城武吉。
- ㉑沖縄県国頭郡羽地村仲尾次, サントス, 神戸, 5歳, 3等, 大城武盛。
- ㉒沖縄県中頭郡美里村字大里, サントス, 神戸, 農業, 48歳, 3等, 吉元松良。
- ㉓沖縄県中頭郡美里村字大里, サントス, 神戸, 農業, 54歳, 3等, 吉元ウト。
- ㉔沖縄県中頭郡美里村字大里, サントス, 神戸, 農業, 16歳, 3等, 吉元トヨ子。
- ㉕沖縄県中頭郡美里村字大里, サントス, 神戸, 農業, 14歳, 3等, 吉元チヨ子。
- ㉖沖縄県中頭郡美里村字大里, サントス, 神戸, 農業, 11歳, 3等, 吉元キク子。
- ㉗沖縄県中頭郡美里村字大里, サントス, 神戸, 農業, 9歳, 3等, 吉元マツ。
- ㉘沖縄県中頭郡越来村字諸見里, サントス, 神戸, 農業, 30歳, 3等, 島袋朝忍。
- ㉙沖縄県中頭郡越来村字諸見里, サントス, 神戸, 農業, 31歳, 3等, 島袋カミ。
- ㉚沖縄県中頭郡越来村字諸見里, サントス, 神戸, 農業, 9歳, 3等, 島袋朝盛。
- ㉛沖縄県中頭郡越来村字諸見里, サントス, 神戸, 農業, 3歳, 3等, 島袋朝男。
- ㉜沖縄県中頭郡越来村字諸見里, サントス, 神戸, 1歳, 3等, 島袋朝勢。

### Ⅲ. おわりに

以上、東京在の外務省外交史料館所蔵の明治時代以降の膨大な外務省記録を検索し、本誌『移民研究』に沖縄県出身移民のみに絞り、第13号(2017年刊)に明治期、第14号(2018年刊)に大正期の事例を掲載させていただいた。本号では前号に引きつづき、昭和初期の事例を(3)として取り上げることにした。

本稿の内容を要約すると、その前半は第二次世界大戦前昭和初期のフィリピン移民について、沖縄県海外協会が海外興業株式会社による契約移民の手数料が他の周旋業者よりも高いとの件で、それよりも手数料が安い自由移民を希望していると、外務省へ陳情している。それに対して外務省は現状では不可能であると、沖縄県を通して回答している。2番目は機密の公文書でブラジルのサンパウロ総領事がバウルー領事あて、沖縄県移民がアルゼンチンへ潜入しているのを取り調べてほしいとの件である。そのこととはバウルー管内マツグロソ州在留の県移民がアルゼンチン在留同県人と気脈を通じて密入国しているとのうわさである。

前半の内容の大部分はフィリピン・ミンダナオ島で成功者の一人、赤嶺三郎沖縄県移民

同伴再渡航の件である。太田興業株式会社より海外興業株式会社あての1931年（昭和6）1月3日付けの文書によると、県出身（小禄村字宇栄原）の赤嶺はミンダナオ島在住20余年である。かれは南ミンダナオ興業株式会社社長で、帰郷に際しかれがフィリピンに再渡航するときに、同伴移民を渡航させてよいかどうかで、外務省と総領事館ダバオ分館でもめている事例である。

本稿内容の後半は1927年（昭和2）時点での沖縄県における国（地域）別在留人員並びに送金額を表1とし、県における送金方法別海外在留者よりの送金額を表2として、詳細に分析考察を行った。最後に、大阪商船株式会社より外務省あて提出された南米方面よりの帰国者の1927年7月14日横浜入港の汽船「もんでびでお丸」、1928年（昭和3）9月13日横浜入港の「らぶらた丸」、1929年（昭和4）8月31日横浜入港の「らぶらた丸」の日本人乗客の旅客名簿のなかから沖縄県出身者のみを拾いだし、原籍地及現住所、行先地、乗船地、上陸地、職業、年齢、船の等級、姓名の順に個人名を記した。このような海外移民の汽船ごとの帰国者名簿は移民資料としてほとんどみられず、重要な発掘であったと考える。

## 注

- 1) 石川友紀（2017）「外交史料館所蔵沖縄県出身移民の外務省記録（1）——明治期の事例——」『移民研究』第13号，pp.105-120，沖縄移民研究センター。石川友紀（2018）「外交史料館所蔵沖縄県出身移民の外務省記録（2）——大正期の事例——」『移民研究』第14号，pp.125-138，沖縄移民研究センター。
- 2) 沖縄県出身移民より沖縄県への送金の実態については、『沖縄地理』に発表し、第二次世界大戦前の明治期，大正期につづき，昭和戦前期の事例を，つぎの拙稿でも取り上げた。石川友紀（2015）「昭和戦前期海外沖縄県出身移民からの送金の実態」『沖縄地理』第15号，pp.85-94，沖縄地理学会。

（いしかわ とものり・琉球大学名誉教授・地理学）